

## 農地中間管理事業に係る農用地等の借受け希望者の募集に関する要項

公益財団法人和歌山県農業公社

### (目的)

第1 この要項は、公益財団法人和歌山県農業公社（以下「公社」という。）が農地中間管理権を取得した農用地等の貸付について、借受けを希望する者（以下「借受け希望者」という。）の募集に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (借受けの対象となる農用地等の区域)

第2 借受けの対象となる農用地等の区域は、別に定める。

### (募集の方法)

第3 借受け希望者の募集は、次の方法により行うものとする。

- (1) 公社のホームページへの掲載
- (2) その他適切と思われる方法

### (募集の時期)

第4 借受け希望者の募集は、原則として年4回（6月、9月、12月、3月）行うものとし、募集期間は30日間とする。この他に必要な場合には、追加して募集する。

### (応募の条件)

第5 借受け希望者は、次に掲げる要件の全ての要件を満たす者とする。

- (1) ①認定農業者、人・農地プランに位置づけられた中心経営体、②認定新規就農者（認定就農者含む）、③市 町村農業経営基盤強化促進基本構想水準到達者、④新規参入者（企業参入含む）、⑤今後育成すべき農業者のいずれかであること。
- (2) 公社から借受ける農用地等について、その全てを効率的に利用して耕作を行うと認められる者であること。
- (3) 第9に定める募集結果の公表について、同意した者であること。
- (4) 農用地利用配分計画に記載されている事項を県の公報で公表されることについて同意した者であること。

### (応募方法)

第6 借受け希望者は、借受希望申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入のうえ、公社に直接提出するか、若しくは公社から業務委託を受けた農業協同組合等、募集に協力することを受諾した市町村を通じて提出するものとする。

**(申込書の有効期限)**

第7 借受希望申込書の有効期限は、申込書の提出があった公募月最終日の翌日から1年間とする。

**(申込書の取り下げ)**

第8 借受け希望者の募集に応募した者が、第6に定める申込書を提出した後、これを取り下げようとする場合は、(別記様式第2号)により公社に直接提出するか、若しくは公社から業務委託を受けた農業協同組合等、募集に協力することを受諾した市町村を通じて提出するものとする。

**(募集結果の公表)**

第9 公社は、応募者の氏名又は名称、希望する農用地等の種別・面積、栽培品目等について整理し、これをインターネットその他適切な方法により公表するものとする。

**(附則)**

この要項は、平成26年6月4日から施行する。

この要項は、平成28年3月28日から施行する。

この要項は、令和元年11月1日から施行する。